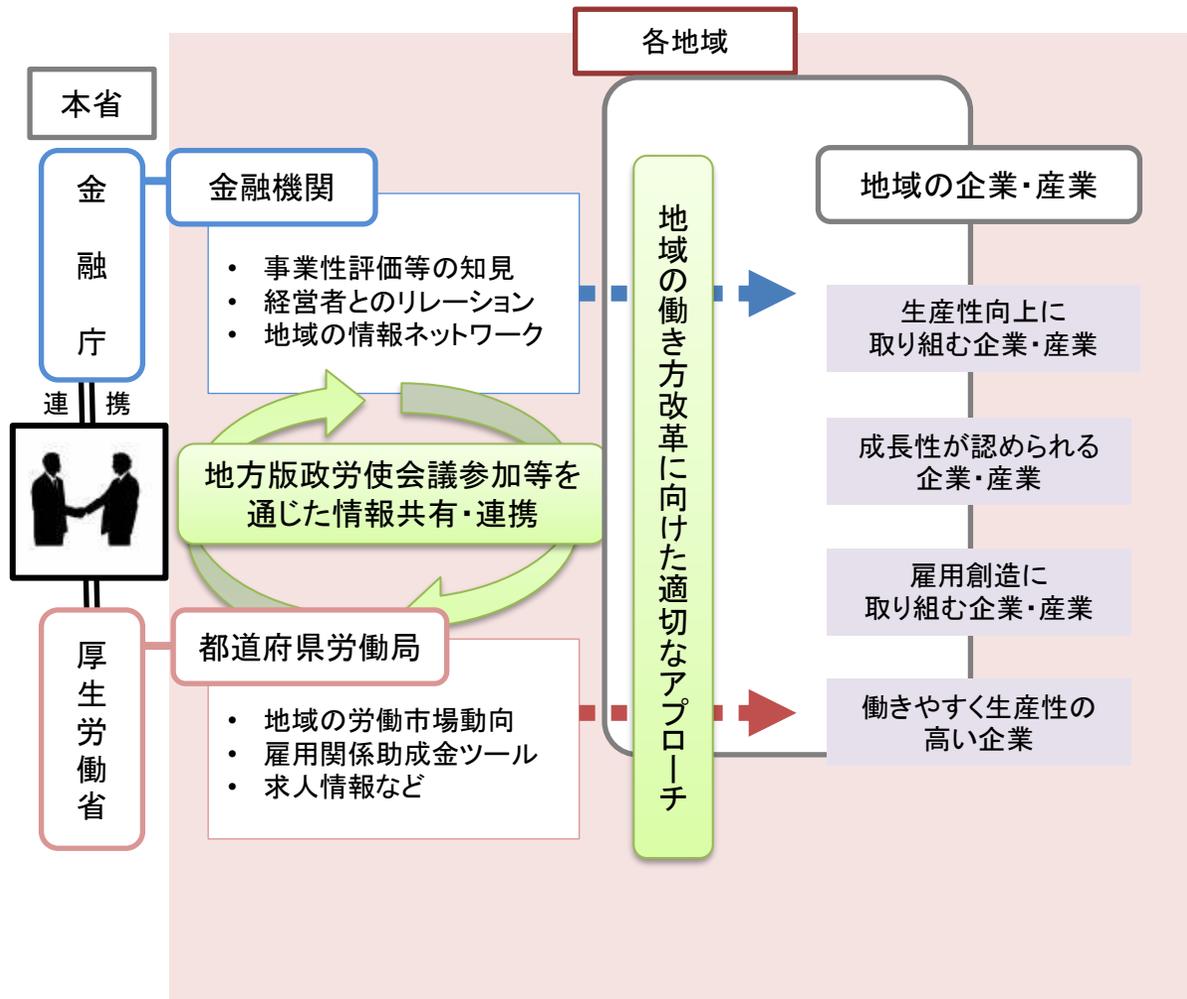


# 労働生産性向上および働き方改革を目指した労働行政と地域金融機関等との連携

<趣旨> 地域の中小企業の生産性向上や働き方改革等を積極的に促進するために、融資等を通じて地域の中小企業と密接に関わっている金融機関との連携をさらに効果的に進めていくこと。

## 【労働局と金融機関との連携効果(概念図)】



## 金融機関の地方版政労使会議等への参画

- 地方版政労使会議等への参画
- 労働局と金融機関との連携協定

- 47労働局、244機関

※令和6年3月31日時点、のべ締結先数

(北海道3、青森2、岩手4、宮城8、秋田3、山形3、福島3、茨城4、栃木6、群馬11、埼玉6、千葉11、東京6、神奈川5、新潟9、富山2、石川9、福井7、山梨5、長野9、岐阜4、静岡2、愛知17、三重4、滋賀4、京都4、大阪5、兵庫5、奈良4、和歌山3、鳥取5、島根7、岡山9、広島2、山口2、徳島3、香川3、愛媛6、高知2、福岡6、佐賀5、長崎3、熊本6、大分8、宮崎1、鹿児島3、沖縄5)

## 雇用創造の取組

- 地域活性化雇用創造プロジェクト
- 協議会に地元金融機関が参画(REVICも必要に応じて参画)

## 雇用関係助成金について

雇用関係助成金について、金融機関の店舗でリーフレットを配架、厚生労働省ウェブサイトへの案内や詳細については都道府県労働局・ハローワークへ誘導するなど、連携して情報発信を行った。

※雇用関係助成金で設定されていた「生産性要件」は

2023(令和5)年3月31日で廃止。

- 2023(令和5)年3月31日までに助成金の対象となる取組を行ったなどの場合は、経過措置が適用されることがある。
- 一部助成金では、賃金の引き上げを行った場合に助成額が加算される賃金要件を新たに設定。

# 労働局と金融機関連携状況の総括（令和5年4月～令和6年3月）

金融機関との連携に関する取組状況（平成29年10月2日付け事務連絡による報告）の集計結果。

## ①金融機関との連携協定

- 金融機関と連携協定を締結した労働局は47局、金融機関は244機関。

## ②金融機関と連携した研修、事業者向け説明会

- 労働局が主体となり事業主向けセミナーの開催や、金融機関が開催する研修会・企業合同説明会に、労働局等が参加しブースで各種助成金の周知を行った事例が多く見られた。

<事例>

- ・「岡山県しんきん合同ビジネス交流会」に労働局、ハローワークおよび働き方支援センターのブースを設け、助成金や最低賃金リーフレットの提供および人手不足に悩む事業者へのアドバイスを行った。【岡山】
- ・金融機関の職員に対し「業務改善助成金」、「働き方改革推進支援助成金」の基本事項について周知を行い、融資先等の顧客対応時に各種助成金リーフレット等を活用した提案をしてもらえるように取り組んだ。【福井】

## ③金融機関の広告媒体を使用した情報発信の連携

- 金融機関の店舗やATMに働き方改革関連や雇用関係の助成金に係るリーフレットを配架しているケースが多くデジタルサイネージの活用も散見される。また、経営者および行員向けメルマガや、金融機関発行誌で情報を掲載・発信する事例もあり。

<事例>

- ・令和5年8月10日から10月31日までの期間において業務改善助成金及び最低賃金の周知広報として、佐賀銀行（8店舗30台）のATM上部に設置されているデジタルサイネージに、助成金の制度内容や最低賃金ポスターを掲載した。【佐賀】
- ・金融機関ごとに顧客企業を対象とした働き方改革推進支援センターの周知用リーフレットを作成し、各店舗での配架や取引先企業への配布を実施した。【兵庫】

## ④働き方改革・助成金活用に関する好事例、金融機関が事業主の助成金ニーズ情報を吸い上げ、労働局につないで助成金等の支給につながった例

- ・店舗営業担当者からの紹介により、営業担当者と働き方改革推進支援センターの専門家による帯同訪問を実施。働き方改革推進支援センターの訪問コンサルティングの申し込みにつながった。【山口】

# 労働局と金融機関連携状況の総括（令和5年4月～令和6年3月）

金融機関との連携に関する取組状況（平成29年10月2日付け事務連絡による報告）の集計結果。

## ⑤金融機関による制度融資の構築状況

- 多くの金融機関では、働き方改革や女性活躍および処遇改善を促すため、働き方改革に積極的な企業や今後導入する企業に向けた制度融資を取り扱っている。

＜事例＞

- ・ テレワークの普及常態化、働き方改革による地方移住による地域活性化を図ることを目的として、他府県から北海道への移住者を対象に固定特約金利を0.05%優遇。【北海道】
- ・ 働き方改革の推進、女性の活躍推進等について、国や県、市町村の認定を受けた事業者等に対する金利優遇制度（優遇幅最大△0.5%）。【青森】

## ⑥リーフレットや勉強会ツールなど独自に工夫を凝らした内容

- 金融機関向けに、助成金に関するわかりやすいリーフレット・パンフレット・フロー表等を作成しているケースが多い。また、支援内容の情報は各労働局だけにとどまらず都道府県のHPにも掲載依頼を行い幅広い周知を行っている例が多数見られる。

＜事例＞

- ・ 多摩信用金庫の福利厚生ポータルサイトに、働き方改革に関する解説動画を掲載。職員が業務時間外も自由に自己啓発として視聴できる体制をとっている。【東京】
- ・ 中小企業が働き方改革に取り組む上で活用できる各種助成金の窓口等を掲載した石川局版「いしかわ働き方改革推進支援ハンドブック」を作成および更新している。【石川】

## ⑦上記以外の特色ある取組

- ・ 令和5年10月18日に「やまがた魅力ある職場づくり協議会」、令和6年2月29日には「地方版政労使会議」を開催し、連携協定を結んでいる金融機関3機関のうちそれぞれ3機関、2機関の出席を得て、情報共有・意見交換を行った。【山形】
- ・ 令和5年7月25日、連携協定締結金融機関との連絡協議会を開催し、各種助成金の案内、周知に関する意見交換を実施。
- ・ ○労働局の動きやイベント、雇用失業情勢、各種助成金の最新の情報等を共有するため、県庁記者クラブで毎月実施している定例記者会見の資料を、連携協定締結金融機関3行へ提供している。【岩手】